

## 3月の確定申告

受付時間：9時～11時30分、13時～16時

- 西当別コミュニティーセンター 3月1日(火)～4日(金)
- 役場大会議室 3月7日(月)～15日(火) ※土・日曜日を除く

## 軽自動車の廃車・住所変更・譲渡 手続きはお済みですか？

### 住所変更手続き等を行う機関

軽自動車税は、定置場がある市町村から4月1日現在の所有者に課税されます。

廃車・住所変更・譲渡等の手続きは、納税通知書で車両番号を確認の上、**3月31日(木)まで**に行ってください。

なお、軽自動車税は「月割課税」ではありません。手続きを忘れると1年分の税金を納めなければなりませんので、ご注意願います。

▼詳細 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・125cc以下の原動機付自転車</li> <li>・小型特殊自動車(トラクター等)</li> <li>・ミニカー(三輪以上20cc超)</li> </ul> <p>▼申告先 役場税務課税務係 (☎ 23 - 2332)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・125cc超250cc以下のバイク</li> <li>・軽四輪自動車</li> </ul> <p>▼申告先 札幌地区軽自動車協会 (札幌市北区新川5条20丁目・☎ 011 - 768 - 3955)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・250cc超のバイク</li> </ul> <p>▼申告先                      ≪新規登録の場合≫札幌地区自家用自動車協会 (札幌市東区北30条東1丁目・☎ 011 - 721 - 8201)                      ≪廃車、譲渡、住所変更等の場合≫                      北海道運輸局札幌運輸支局 (札幌市東区北28条東1丁目・☎ 050 - 5540 - 2001)</p>

## 軽自動車の減免が受けられます

障がい者または障がい者と生計を一にする方が、通院等のために使用する軽自動車1台について、軽自動車税が減免される制度です。

申請期間を過ぎた場合、その年の軽自動車税の減免を受けることはできません。なお、普通自動車税の減免との併用はできません。

生計を一にする方が所有する場合や障がい者を常時介護する方が運転する場合等も、減免を受けられる場合があります。詳細は問い合わせください。

▼平成28年度納税通知書発送予定日 5月2日(月)

▼平成28年度申請期限 5月31日(火)

### ▼必要書類

・減免申請書 ・車検証 ・納税通知書 ・印鑑  
 ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

・免許証(実際に減免を受ける車を運転する方のもの)

▼申請先 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

### 減免が受けられる障がいの程度

障がいの区分		障がいの級別	
身体障がい者	視覚障害	1級～4級	
	聴覚障害	2級・3級	
	平衡機能障害	3級・5級	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
	上肢不自由	1級～3級	
	下肢不自由	1級～6級	
	体幹不自由	1級～3級、5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～3級
		移動機能	1級～6級
	心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこう又は直腸の機能障害・小腸の機能障害		1級・3級・4級
肝臓機能障害・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～4級	
知的障がい者		総合判定A・B	
精神障がい者		1級～3級	

## 神林俊一さんが 北海道産業貢献賞を受賞



神林俊一さん(六軒町在住)が、多年にわたり農業委員として貢献された功績が称えられ、北海道産業貢献賞(農業関係功労者)を受賞しました。

神林さんは昭和62年から平成11年、平成17年から平成26年の計21年間、町の農業委員として農地の適正利用などに努められました。またその間、町農業委員会会長としても地域農業の振興に寄与するなどの功績が高く評価されました。(2月3日)

## まさき 秋吉誠貴さんが 全国大会出場へ



当別4H(農業青年)クラブで活動している秋吉誠貴さん(当別太在住)が北海道青年農業者会議のプロジェクト発表(地域活動)で最優秀賞を受賞。「おやじがうるさい」というタイトルで、営農上の悩みや問題点についてその原因を掘り下げ、データ化、チェックシートの作成が高く評価されました。

3月8日～9日に行われる全国大会に北海道代表として出場します。(1月29日)

## 募 集

### 非常勤保健師を募集します

#### ▼業務内容

- ①乳幼児健診、予防接種、健康教育、相談など
- ②特定健康診査・保健指導など

#### ▼応募資格

- ①保健師または助産師、看護師資格を有し、普通自動車運転免許証を有する方。
- ②保健師または看護師、管理栄養士資格を有し、普通自動車運転免許証を有する方。

#### ▼募集人数 若干名

#### ▼勤務場所 ゆとろ他

#### ▼勤務期間・時間

4月1日～平成29年3月31日、週29時間(週4日程度・要相談)

#### ▼報酬 月額176,700円

▼社会保険 原則、健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

▼応募書類 履歴書、本人の住民票、資格を証明する書類の写し

#### ▼募集期限 ①3月7日(月)

②3月15日(火)

#### ▼申込み・詳細

①福祉課保健サービス係(ゆとろ内・☎23-2346)

②住民課国保・後期高齢者医療係(☎23-4044)

## 募 集

### 平成28年度 入校生の追加募集

国立北海道障害者職業能力開発校では、求職中の障がい者の入校生(訓練期間は1年間または2年間)を募集しています。

#### ▼募集期限 4月11日(月)

▼問合せ 北海道障害者職業能力開発校(砂川市焼山60番地・☎0125-52-2774/FAX 0125-52-9177)

## 募 集

### 子どもプレイハウス(学童保育) 非常勤指導員を募集します

資格の有無は問いませんが、保育士等の有資格者や学童保育経験者を優遇します。

#### ▼募集人数 1名

▼勤務場所 西当別子どもプレイハウス(西当別小学校内)

#### ▼勤務期間・時間

4月1日～平成29年3月31日、平日は放課後～19時、土曜・長期休業期間は8時～19時のうち週23時間(日・祝日は除く)

#### ▼報酬 月額86,012円

▼応募書類 履歴書、本人の住民票、資格を証明する書類の写し

#### ▼募集期限 3月14日(月)

▼申込み・詳細 子育て推進課子育て支援係(ゆとろ内・☎25-2658)

## 申 請

### 児童手当の手続き

児童手当は、中学校卒業までの児童を養育している方に支給されます。手当を受けるには養育している方の申請が必要で、手続きが遅れると遅れた月分の手当が受けられない場合があります。

#### ▼申請時に必要なもの

印鑑、健康保険証の写し、平成27年1月2日以降に当別町に転入された方は平成27年度(平成26年分)児童手当用所得証明書 ※その他必要に応じて提出していただくものもあります。

▼その他 出生や転出入等が生じた場合は、15日以内に手続きをしてください。

#### ▼申請先・詳細

子育て推進課子ども係(ゆとろ内・☎23-3024)

**予 防 接 種**

**お済みですか？  
高齢者肺炎球菌予防接種**

今年度、定期接種の対象となった方への費用助成は、**3月末日まで**。4月以降は対象者が変わりますので、お早目に！

**▼対象者**

①今年度、次の年齢になる方。

65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳。

②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器に重い障がい（身体障害者手帳1級程度）のある方。

※今までにこのワクチンを接種したことがない方が対象です。

**▼接種回数** 1回

**▼料金** 2,500円（生活保護世帯の方は無料）

**▼実施医療機関** 健康ひろば・実施医療機関（本誌 p.22）に掲載しています。事前に予約が必要です。※町外の医療機関で接種を希望される方は、事前に連絡ください。

**▼問合せ** 福祉課保健サービス係（ゆとろ内・☎23-2346）

**特 定 健 診**

**忘れず受けよう！ 特定健診  
期限は3月31日まで**

平成27年度中に40歳～74歳になる当別町国民健康保険に加入している方には、特定健康診査受診券（みどり色）を配布しています。有効期限は3月31日ですが、3月末は混み合うことが予想されますので、早めに受診しましょう。

年に一度は健診を受け、目に見えない身体の変化を確認しましょう。受診券がお手元にない方は、再発行できますので連絡ください。

**▼問合せ** 住民課国保・後期高齢者医療係（☎23-4044）

**納 税**

**納め忘れはありませんか？  
3月は滞納整理強調月間**

町税は、福祉や教育・道路整備など、まちづくりを支える大切な財源です。納期を過ぎても町税を納めていない場合は、速やかに納付してください。

町では納期限までに納付している方との公平性を保つため、3月を「滞納整理強調月間」とし、徴収対策を進めます。

**▼問合せ** 税務課納税係（☎23-2341）

**納 税**

**3月31日は国民健康保険税  
（第9期分）の納期限**

納期限までに納付しない場合には、督促状が発付されたり、延滞金がかかることがあります。

病気や失業などのやむを得ない事情により、納期限までに納付することができない場合は、担当へ相談ください。夜間の相談窓口も毎月開設しています。

**■今月の夜間納税相談窓口**

3月10日（木）・24日（木）  
19時30分まで

**▼問合せ** 税務課納税係（☎23-2341）

**町 住**

**町営住宅使用料に関する  
夜間窓口を開設します**

夜間窓口を開設し、町営住宅使用料（家賃）の納付や納付に関する相談などをお受けします。

**■今月の夜間窓口**

3月10日（木）・24日（木）  
19時30分まで

**▼問合せ** 建設課管理住宅係（☎23-3197）

**募 集**

**運営協議会委員を募集します  
～後期高齢者医療広域連合～**

北海道後期高齢者医療広域連合では、住民の皆さんの代表として制度の運営に関する重要事項を審議する運営協議会委員を募集しています。

**▼応募資格** 道内在住の満20歳以上の方（ただし、議員や公務員等を除く）。

**▼募集人数** 5名

**▼任期** 平成28年7月から2年間（開催は年3回を予定）。

**▼応募方法** 北海道後期高齢者医療広域連合および役場国保・後期高齢者医療係の窓口にある応募要領を参照してください。

**▼募集期限** 4月28日（木）

**▼選考** 選考委員会を設置し、提出された小論文等により総合的に委員を選考します。

**▼報酬等** 1日につき5,000円の報酬と旅費を支給します。

**▼問合せ** 北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）、住民課国保・後期高齢者医療係（☎23-2467）

**無 料 配 布**

**訪問販売お断りステッカー  
を利用ください**

町消費者被害防止ネットワークではステッカーを作成し、消費生活相談窓口（役場1階・町民生活係）、ゆとろ、太美出張所で無料配布しています。

**▼問合せ**

当別町消費者被害防止ネットワーク事務局（環境生活課内・☎23-3209）





## 水道

### 水道の届け出を忘れずに

水道の使用を停止・開始する場合は、届け出が必要です。届け出は上下水道課窓口の他、電話や電子申請でも受け付けています。

水道の使用停止の届け出がない場合、水道を使用していなくても水道料金・下水道使用料をお支払いいただくこととなりますので、引っ越しの際などは忘れずにご連絡ください。

また、引っ越しで退去される場合には、凍結などの事故を防ぐため水道の使用が終わりましたら水抜きをお願いします。

▼問合せ 上下水道課業務係  
(☎ 22 - 2411)

## 施設

### 「ゆとろ」高齢者福祉センター (入浴施設等)をご利用ください

高齢の方の心身の健康増進と生きがいづくりを進めるため、ゆとろでは入浴施設・研修室・談話ホールを開放しています。

▼対象者 60歳以上の町民

▼利用できる日時

#### ■研修室(囲碁・将棋)

##### 談話ホール

月～金曜日 8時45分～18時

#### ■入浴施設

月・金曜日 12時～17時

#### ■カラオケの利用

月・水・金曜日 12時～17時

※ゆとろ休館日(土・日曜日、祝日、年末年始)は利用できません。

※入浴施設・カラオケの利用は、月・金曜日が祝日の場合、それぞれ翌火曜日・前木曜日に利用できます。

## ▼利用料

- ・入浴施設 200円
- ・カラオケ、研修室 無料

▼問合せ 福祉課福祉係(ゆとろ内) ☎ 23 - 3019)

## 建築

### 建材にアスベストなどを 使用されていませんか？

アスベスト等を含む建材は法令によって使用が制限されており、改修・解体・補修工事の際には飛散防止措置をとることが義務付けられています。

建物の所有者や工事施工者は、アスベスト等が使用されているかどうかを必ず確認してください。

▼問合せ 建設課建築係(☎ 23 - 3147)



## 広告